

平成 18 年 10 月 20 日付け基安化発第 1020001 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（最終改正 令和 5 年 4 月 24 日付け基安化発 0424 第 1 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
(略) I (略) II 化学物質等に係る文書交付制度の改善関係等 第 1 文書交付等により通知しなければならない事項 1 (略) 2 成分及びその含有量（法第 57 条の 2 第 1 項第 2 号関係） (1) ～ (3) (略) (4) 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 17 条の製造許可物質並びに有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の対象物質以外の物質であって、成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合の含有量の通知の方法については、<u>則第 34 条の 2 の 6 第 2 項の規定によること</u>ができること。	(略) I (略) II 化学物質等に係る文書交付制度の改善関係等 第 1 文書交付等により通知しなければならない事項 1 (略) 2 成分及びその含有量（法第 57 条の 2 第 1 項第 2 号関係） (1) ～ (3) (略) (4) 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 17 条の製造許可物質並びに有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の対象物質は、<u>SDS の成分及びその含有量の記載は省略できないこと。また、厚生労働大臣がばく露の濃度基準を定める物質については、SDS の成分の記載は省略できないこと。</u> イ アの物質以外の物質であって成分及びその含有量が

3・4 (略) 5 貯蔵又は取扱い上の注意 (法第 57 条の 2 第 1 項第 5 号関係) (略) (1)・(2) (略) (3) 管理濃度、濃度基準値 (則第 577 条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める濃度の基準をいう。)、許容濃度等 (4) ～ (6) (略) 6～12 (略) 第 2 成分の含有量の表記の方法 (則第 34 条の 2 の 6 関係) 通知対象物であって製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能であること。また、重量パーセント以外の表記による含有量の表記がなされた、重量パーセントについては、重量パーセントへの換算方法を明記しているものについては、重量パーセントによる表記を行ったものと見なすこと。 第 3 (略)	<u>営業上の秘密に該当する場合は、SDS にはその旨を記載の上、成分及びその含有量の記載を省略し、秘密保持契約その他事業者間で合意した方法により、SDS とは別途通知することとも可能であること。</u> 3・4 (略) 5 貯蔵又は取扱い上の注意 (法第 57 条の 2 第 1 項第 5 号関係) (略) (1)・(2) (略) (3) 管理濃度、厚生労働大臣が定める濃度の基準、許容濃度等 (4) ～ (6) (略) 6～12 (略) 第 2 成分の含有量の表記の方法 (則第 34 条の 2 の 6 関係) 通知対象物であって製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能であること。なお、含有量を秘匿する目的での濃度範囲による記載を認める趣旨ではなく、営業上の秘密に該当する場合は、第 1 の 2 (4) のとおり SDS には記載せず別途通知することが可能であること。また、重量パーセント以外の表記による含有量の表記がなされているものについては、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものと見なすこと。 第 3 (略)
--	---